

定款細則

役員等報酬規程細則

第 1 章 報酬の総額の範囲の算定基準

第 1 条 (目的)

この規程細則は、定款第 8 条及び第 23 条の規定に基づき、定められた「役員等報酬規程」の細則として報酬等の総額の範囲の額及び報酬等の支給の基準について定めるものとする。

第 2 条 (役員等の報酬の総額の範囲)

役員等報酬規程第 3 条に定める役員等の報酬総額の範囲及びその基準は次のとおり定める。

- 2 役員等報酬規程第 3 条 2 項 (1) に定める報酬等の総額の範囲の算定基準は次のとおり定める。 $(\text{地域民間事業者役員報酬} \times 100 \text{ 分の } 50) + (\text{法人職員年平均給与額} \times 100 \text{ 分の } 30) + (\text{法人利益} \times 100 \text{ 分の } 18) + (\text{退職慰労金}) = \text{報酬等の総額の範囲とし、} 17,500,000 \text{ 円を上限額とする。}$
- 3 役員等報酬規程第 3 条 2 項 (2) に定める報酬等の総額の範囲の算定基準は次のとおり定める。 $(\text{細則前項 2 の報酬等の総額の範囲}) \div (2.0) = \text{報酬等の総額の範囲とし、} 8,750,000 \text{ 円を上限額とする。}$
- 4 役員等報酬規程第 3 条 3 項に定める報酬等の総額の範囲の算定基準は次のとおり定める。 $(\text{会議出席報酬}) + (\text{退職慰労金}) = \text{報酬等の総額の範囲とし、} 900,000 \text{ 円を上限額とする。}$

第 2 章 報酬等の支給の算定基準

第 3 条 (役員等の報酬等の支給の算定基準)

役員等報酬規程第 3 条に定める役員等の報酬の支給の算定基準は、この細則第 2 条 2 項に定める総額の範囲内で次のとおり定める。

- 2 役員等報酬規程第 3 条 2 項 (1) に定める施設長を兼務する常勤の理事の報酬等の支給の算定基準は、次のとおり定める。

(1) 施設長給与の算定基準 = $\{(\text{基礎額}) + (\text{基礎額} \times \text{年齢割合}) + (\text{基礎額} \times \text{経験年数割合}) + (\text{基礎額} \times \text{役割責任割合})\} = \text{算定基準とする。}$

- 3 役員等報酬規程第3条2項(2)に定める週・一定時間勤務する非常勤理事の報酬等の支給の算定基準は、この細則第2条第3項に示す総額の範囲で次のとおり定める。(年・実労働時間数) / (年・所定労働時間数) = 勤務比率とする。{(第2条2項の報酬総額) × (勤務比率)} = 算定基準とする。
- 4 役員等報酬規程第3条第3項に定める非常勤の理事、監事並びに評議員の報酬等の支給の算定基準は、第2条4項に示す報酬等の総額の範囲とし、(会議等出席報酬) + (退職慰労金) = 役員報酬総額とする。

第4条 (基礎額の算定)

役員等報酬規程第3条2項に定める施設長を兼務する理事(施設長)の報酬等の算定基準は、第5条で得た法人職員平均給与額に次に示す数値を乗じて得た額を基礎額とする。

- 2 施設長を兼務する常勤の理事及び理事でない専任の施設長の報酬算定に当たって、次のとおり乗数を定める。

施設長を兼務する理事長	施設長を兼務する業務執行理事	施設長を兼務する理事	理事でない専任の施設長
3.0	2.1	2.0	2.0

第5条 (法人職員の平均給与の算出)

法人職員の平均給与の算定は法人の決算書の人件費支出のうち、職員給与支出、職員賞与支出、非常勤職員給与支出の合計額を法人全体の月平均常勤職員換算数で除して算出した額とする。

$$\{(職員給与支出) + (職員賞与支出) + (非常勤職員給与支出)\} / (法人全体職員月平均常勤換算職員数) = 法人職員平均給与額$$

第6条 (各割合の算出)

第3条2項に定める年齢割合、経験年数割合、役員責任割合は、次のとおり定める。

年齢割合 %	40歳未満	50歳未満	60歳未満	60歳以上
	5	10	15	20
経験年数割合 %	20年未満	30年未満	40年未満	40年以上
	15	20	25	30
役員責任割合 %	常勤理事	業務執行理事	理事長	—
	15	20	25	—

* 理事等を兼務しない専任の施設長の給与は、施設長兼務常勤理事の給与算定を適用し、役員報酬(年額)を除外する。

第7条 (その他の報酬)

法人の役員等の会議出席報酬については、次のとおり定める。

- (1) 理事会及び定時評議員会等の会議出席報酬は1回につき、10,000円とする。
- (2) 監事の監査に係る報酬は、1回につき、50,000円とする。
- (3) その他、下記に示す法人運営に必要な役員等の会議出席報酬は、1回につき、10,000円とする。

- 運営協議会出席に係る報酬
- 経営会議
- 福祉サービス相談委員会
- 入居検討委員会
- その他

第 8 条 (退職慰労金)

評議員会において、別に定める評議員及び理事、監事の退職慰労金の算定基準は、基礎額を年・10,000 円と定め上限額を 400,000 円とする。

$(\text{基礎額}) \times (100 \text{ 分の } 120) \times (\text{在籍年数}) = \text{退職慰労金とする。}$

附則 この細則は平成 29 年 04 月 01 日より施行する。

附則 この細則は令和 04 年 08 月 01 日より施行する。

附則 この細則は令和 05 年 07 月 01 日より施行する。